【保健福祉局保険年金課】 陳情 129,131,132 号 国民年金説明資料

## 公的年金制度のしくみ

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入して保険料を納め、65歳から生涯にわたり老齢基礎年金を受け取ることができるようになっています。

このように、公的年金は若い世代 (現役世代) が納めた保険料で高齢者世代の生活を支える 「世代間扶養」 のしくみで成り立っています。また、公的年金制度は加入者が納める保険料を基本として国庫負担 (税)を組み合わせることにより安定的に運営されるようになっています。

### 年金制度は2階建て

公的年金は「2階建て」の仕組みとなっており、土台となる1階部分は日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金(基礎年金)」、2階部分に「厚生年金」などの上乗せ年金があります。



【保健福祉局保険年金課】

陳情 129,131,132 号

国民年金説明資料

### あなたはどのタイプ!?

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入することに なっています。学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。 国民年金の加入者(被保険者)は、次の3種類に分けられます。

## 第1号被保険者

日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満で、自営業者、フリーアル バイター、学生、無職の人など

手続き

住所地の区役所 国保年金課に届け出ます。 保険料 自分で納付

## 第2号被保険者

会社員や公務員など

手続き

勤務先で手続きを 行います。

保険料 給与から天引き

# 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

手続き

配偶者の勤務先経由で 届け出ます。

配偶者が加入する年金制度 保険料 全体で負担するので個人で 納める必要はありません。

## 任意加入制度

日本国内に住む60歳以上の人は、一定の場合に、希望により国民年金に 加入できます。(詳しくは、18ページの「お知らせ」をご覧ください。)

また、日本国籍を持つ20歳以上65歳未満の人は、海外に住んでいても、 希望により国民年金に加入できます。

陳情 129,131,132 号 国民年金説明資料

### 老後を応援します!

#### 国民年金基金

## 国民年金にプラスしてゆとりをつくる公的な年金です。

#### 加入できる人は

- 次のいずれかに該当していること。
  - •国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納めている人で60歳未満の人。
    - ※付加保険料を納めている人、保険料の免除・猶予を受けている 人及び農業者年金の被保険者の人を除きます。
  - 60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で国民年金に任意加入している人。



#### 国民年金基金の特徴(メリット)は

- ●掛金は全額が所得控除の対象。(確定申告で所得税や住民税が軽減されます)
- ●将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。
- ●将来設計に合わせた自由な年金プラン。

### 掛金額は

給付の型や口数及び加入時の年齢、性別によって決まります。

### 年金額は

加入された□数によって受け取る年金額が決まります。

【保健福祉局保険年金課】 陳情 129,131,132 号 国民年金説明資料

#### 保険料の免除や猶予

所得が少ないなど保険料の納付が困難なときのために、次の制度があります。 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざという ときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

#### 保険料免除制度

#### 法定免除

次の要件に該当する人は、届出により保険料が全額免除されます。

- ●障害の程度が2級以上である障害基礎年金や障害厚生(共済)年金等の受給権者であるとき。
- ②生活保護法による生活扶助または、ハンセン病問題の解決の促進 に関する法律による援護を受けているとき。
- **3**国立ハンセン病療養所等、国立保養所その他厚生労働大臣が指定する施設に入所しているとき。

#### 申請免除

低所得や失業などの経済的な理由で保険料の納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の全員が、前年所得など一定の条件を満たしていれば、申請により保険料の全額または一部の納付が免除されます。

### 納付猶予制度

同居している世帯主の所得が高いと、申請免除は受けられませんが、50歳 未満の被保険者については、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、 申請により保険料の納付が猶予されます。

### 学生納付特例制度

大学 (大学院)、短大、高等専門学校、各種学校などの学生は、学生本人の前年所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。

【保健福祉局保険年金課】 陳情 129,131,132 号 国民年金説明資料

# ※『申請免除』『納付猶予制度』『学生納付特例制度』の 承認を受けた場合と保険料未納の場合の比較

	承認期間	老齢 (障害、遺族) 基礎年金の 受給資格期間	老齢基礎 年金額への 反映割合	遡って納付 できる期間
全額免除 期 間	7月から翌年6月	算入されます	4/8 ★	(3年度目以降に納付すると加算金がつきます)10年以内であれば、後で納付(追納)できます。
1/4 納付期間 (3/4 免除) 4,130 円/月			5/8 *	
1/2 納付期間 (1/2 免除) 8,260 円/月			6/8 *	
3/4 納付期間 (1/4 免除) 12,390 円/月			7/8 *	
納付猶予期間			反映 されません	
学生納付 特例期間	4月から 翌年3月			
未納期間	<u></u> 2	算入 されません		納付期限から 2年以内

<sup>※</sup>平成 21 年3月以前の期間分については、★の割合が異なります。

<sup>※ 1/4</sup> 納付、1/2 納付、3/4 納付については、それぞれの納付金額を納付していない場合は、未納期間と同様に取扱われます。

<sup>※</sup>障害(遺族)基礎年金の場合、申請手続きが遅れると、受給資格期間に算入されない場合があります。